

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和七年三月二十六日

半田市長 久世 孝 宏

半田市条例第五号

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年半田市
条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五十四万七千円」を「五十五万五千円」に、「四十九万六千円」を「五
十万三千円」に、「四十六万円」を「四十六万六千円」に改める。

第五条第二項の表中「 $\frac{170}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に、「 $\frac{175}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。